

市・県民税と所得税の申告

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。早めに申告をお済ませください。

市・県民税の申告

市税務課
(市役所2階)
市民税係
☎30-6140

申告のご案内

市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書用紙は、申告の受付会場に用意していますので、その場で作成できます。事前に申告書用紙が必要な場合は、市税務課(市役所2階)・支所・各出張所へお申し出ください。

申告に必要なもの

- ▽「申告のご案内」
- ▽印鑑
- ▽平成19年中の所得が明らかになる書類(源泉徴収票、支払調書など)
- ▽営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」
- ▽所得控除の対象となるものに関する書類(医療費、雑損控除の対象となる各種領収書および医療費の明細書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金・国民健康保険・介護保険料の支払証明書など)
- ▽配偶者(特別)控除を受ける人については、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▽身体障害者などの人は、障害者手帳など
- ▽年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、必ず税務署が開設する申告会場(商工会議所4階)で申告くださるようお願いいたします。
- ▽所得税の住宅借入金等特別控除を受ける(バリアフリー改修の特例も含む)譲渡所得がある
- ▽青色申告をする
- ▽初めて事業所得を申告する
- ▽税務署から申告書が送付された住宅耐震改修特別控除を受ける

市では、申告受付を、左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、申告が必要な場合は最寄りの会場へお越しください。

なお、所得税の確定申告(このページ下をご覧ください。)をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

営業・農業・不動産所得のある人は、「収支内訳書」が必要です。事前に作成をお願いします。

1)注意ください

▽国民年金保険料については、滋賀社会保険事務局彦根事務所 ☎31-1114番に照会してください。

▽医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を申告書に添付する

必要があります。事前に作成しておいてください。

▽確定申告をされる場合、市では申告書(控)に受付印を押すことができます。受付印が必要な人は、確定申告書を税務署の窓口へ直接提出ください。



土・日曜日と、平日の12:00～13:00は受付できません。

月日	会場	受付時間
2月21日(休)	稲枝支所 (右図①)	9:00～12:00
2月27日(休)	※期間の初日からではありません。ご注意ください。	13:00～16:00
2月28日(休)		9:00～12:00
2月29日(金)	亀山出張所 (右図②)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月4日(火)	河瀬地区公民館 (右図③)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月6日(木)	高宮地域文化センター (右図④)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月7日(金)	鳥居本地区公民館 (右図⑤)	13:00～16:00
3月13日(休)	稲枝支所	9:00～12:00
3月14日(金)		13:00～16:00

月日	会場	受付時間
2月18日(月)	市税務課 (市役所2階)	9:00～12:00
3月17日(月)		13:00～17:00

この社会 あなたの税が

いきている



所得税の確定申告

彦根税務署
〒522-0062
立花町5-20
☎22-7719

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告しなかったり、誤った申告をすると、延滞税や加算税がかかることもありますのでご注意ください。

申告会場は彦根商工会議所です

確定申告期間中の申告会場は、昨年と同じく彦根商工会議所4階となります。



申告書は自分で作成を!!

税務署では、申告書を自分自身で作成していただく「自書申告」を推進しています。そのため、申告会場では税務署職員が会場内を巡回して記載のアドバイスをしています。また、申告会場には数字などを入力するだけで簡単に申告書が作成できるパソコンコーナーも設置しています。

e-Taxで確定申告を

インターネット上の「確定申告 国税庁ホームページ」の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅でe-Taxの申告用データが作成できます。作成したデータは、簡単な操作で電子申告することができます。

電子申告に必要な手続きについては、e-Taxホームページのなかで分かりやすく説明しています。ぜひご利用ください。

e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

年金受給者のための事前集合指導

確定申告が必要な年金受給者のために、次のとおり相談会場が開設されます。どうぞご利用ください。

月日 2月8日(金)～15日(金)
(土・日曜日と祝日は除く)
時間 午前9時30分～正午
午後1時～同4時
場所 彦根商工会議所
4階 大会議室

税理士による相談会場

税理士による相談会場が、次のとおり開設されますので、ご利用ください。

なお、昨年と相談会場が変わっています。ご注意ください。

月日	会場
2月19日(火)	稲枝商工会館
2月20日(水)～同22日(金) 2月26日(火)～同27日(水)	ひこね燦ばれす

相談時間は、いずれも 9:30～12:00
13:00～16:00

確定申告が必要な人は

- ①事業所得や不動産所得などがある人、土地や建物を買った人で、平成19年分の各種所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて、なお残額のある人
- ②給与所得のある人で、ア)給与の年収が2,000万円を超える人
イ)給与を1か所から受けていて、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
ウ)給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人
※給与所得者で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人は、源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することができます。

